

議案第26号

日野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の廃止
について

日野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を別紙のとおり
廃止する。

令和3年3月4日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の廃止が 必要な理由と概要

1 背景および趣旨

共同処理する事務を一元的に処理することにより、事務の効率化及び合理化を図る観点から、鳥取県町村総合事務組合において、町村等の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務を行うこととしたため

2 概要

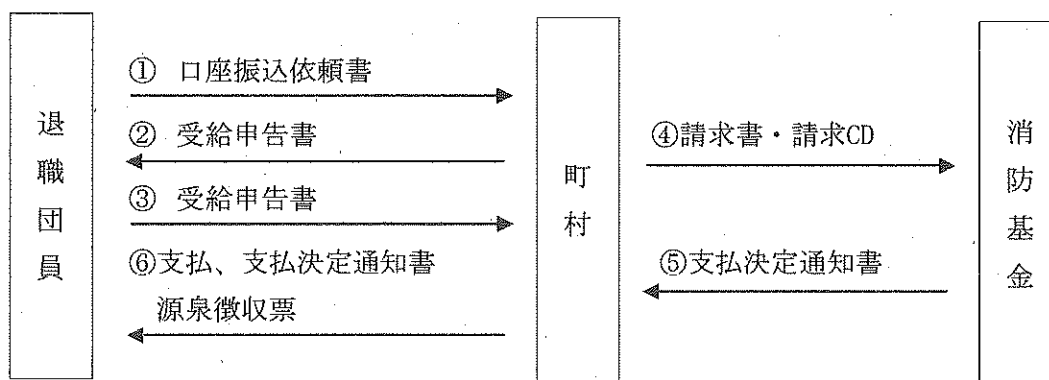
(1) 退職報償金の支給について

消防組織法第25条の規定に基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合において、その者に退職報償金を支給する。

(2) 事務の流れ

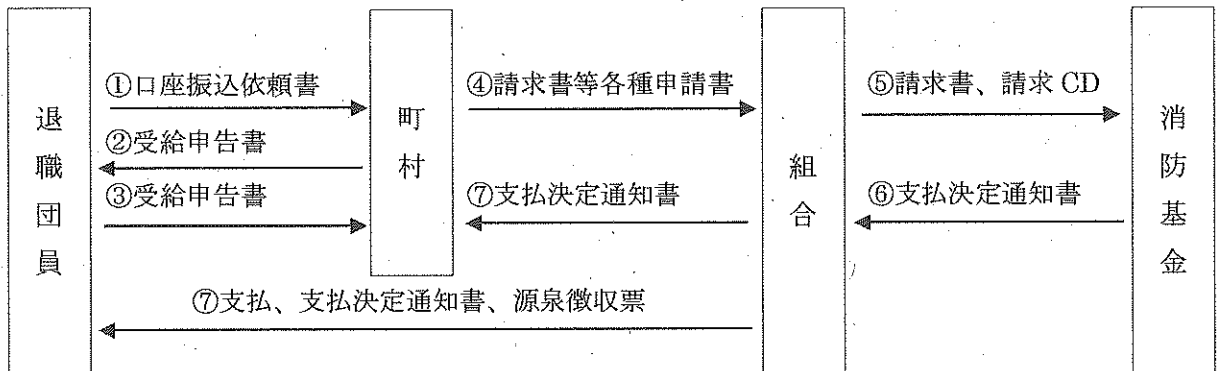
【現在】

- ・ 町村ごとに条例を設け退職報償金を支給
- ・ 退職報償金の支給額は、階級と在職年数によって決定
- ・ 毎年、消防団員等公務災害補償等共済基金（以下、「消防基金」）に掛金（消防団員数×19,200円）を納付
- ・ 退職団員があった場合、消防基金へ請求し消防基金から退職報償金を受け取った後、退職団員へ送金



【令和3年度以降】

- ・ 事務組合で「町村消防団員退職報償金支給条例」を制定し、組合から退職団員に直接送金
- ・ 退職報償金の支給額の算定方法及び支給額は、町条例と同様・同額
- ・ 事務組合と消防基金が退職共済契約を締結し、各町村は、消防基金への掛金（消防団員数×19,200円）を負担金として事務組合に納付
- ・ 本事業に伴う事務経費は発生しない。



日野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止する条例

日野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和45年条例第41号）は廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

